医療法人社団昌樹会ウツミ整形外科医院	香川県仲多度郡多度津町	平成26年9月30日
医療法人浮穴診療所	松山市森松町	平成26年9月30日
社会保険小倉記念病院	北九州市小倉北区貴船町	平成24年9月30日
医療法人原三信病院	福岡市博多区大博町	平成24年9月30日
かつき脳外科整形外科医院	直方市感田	平成24年9月30日
医療法人社団高邦会高木病院	大川市酒見	平成26年9月30日
中山医院	春日市一の谷	平成26年9月30日
医療法人青洲会福岡青洲会病院	福岡県糟屋郡粕屋町	平成24年9月30日
医療法人光仁会西田病院	伊万里市山代町	平成24年9月30日
医療法人ロコメディカル江口病院	小城市三日月町	平成25年9月30日
市立大村市民病院	大村市古賀島町	平成24年9月30日
医療法人東陽会東病院	熊本市出仲間	平成24年9月30日
医療法人社団秋康会さとうクリニック	熊本市栃尾町	平成26年9月30日
医療法人社団まこと会古川医院	熊本県菊池郡菊陽町	平成24年9月30日
医療法人博愛会別府中央病院	別府市北的ヶ浜町	平成24年9月30日
すずき内科クリニック	宮崎市柳丸町	平成25年9月30日
医療法人典生会加納中央医院	宮崎市清武町	平成24年9月30日
鹿児島市立病院	鹿児島市加治屋町	平成24年9月30日
医療法人天陽会天陽会中央クリニック	鹿児島市泉町	平成25年9月30日
医療法人玉昌会加治木温泉病院	姶良市加治木町	平成24年9月30日
医療法人寿仁会沖縄セントラル病院	那覇市与儀	平成24年9月30日
Eastgardens Medical Centre	Westfield Centre, Bunnerong Rd & Wentworth Ave, Pagewood NSW, Australia	平成25年9月30日
Aeromedical Institute KLM Health Services BV	Gebouw 133 Stationsplein NO Schiphol oost 1117 BV	平成24年9月30日
Medical Park Family Care	2211 East Northern Lights Blvd. Anchorage, AK 99508, U.S.A.	平成24年9月30日
Palo Alto Medical Foundation Los Altos Center	370 Distel Circle Los Altos, CA 94022, U.S.A.	平成24年9月30日
George Z. Friedeman Jr.,M.D.	3230 Beard Rd. Suite B Napa, CA 94558, U.S.A.	平成24年9月30日
Kennedy Medical Offices	Kennedy Medical P.C 135—55 Lefferts Boulevard South Ozone Park, NY 11420, U.S.A.	平成24年9月30日

○国土交通省告示第九百九十六号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月三十日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月三十日　　国土交通大臣　前田　武志

路線名	供用開始の区間
九州縦貫自動車道鹿児島線	福岡県鞍手郡鞍手町大字中山字中ノ屋敷一二五九番地一　平成二十三年十月一日〇時
宮崎線	供用開始の期日

○国土交通省告示第九百九十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月三十日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月三十日　　国土交通大臣　前田　武志

路線名	供用開始の区間
第一東海自動車道	神奈川県足柄上郡山北町谷ケ字北畑九四九番四から同県足柄上郡山北町谷ケ字唯ノ沢九二六番三一まで　平成二十三年十月一日〇時

○国土交通省告示第九百九十八号

賃貸住宅管理業者登録規程を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

国土交通大臣　前田　武志

賃貸住宅管理業者登録規程

（目的）

第一条　この規程は、賃貸住宅管理業者の登録に関し必要な事項を定めることにより、その業務の適正な運営を確保し、賃貸住宅管理業の健全な発達を図り、もって賃貸住宅の賃借人等の利益の保護に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この規程において「管理事務」とは、賃貸住宅の賃貸人から委託を受けて行う当該賃貸住宅の管理に関する事務又は賃貸住宅を転貸する者が行う当該賃貸住宅の管理に関する事務（賃貸人として行う事務を含む。）であって、基幹事務のうち少なくとも一の事務を含むものをいう。

2　この規程において「基幹事務」とは、家賃、敷金等の受領に係る事務、賃貸借契約の更新に係る事務又は賃貸借契約の終了に係る事務をいう。

3　この規程において「賃貸住宅管理業」とは、管理事務を業として行うものをいう。

4　この規程において「賃貸住宅管理業者」とは、次条第一項の登録を受けて賃貸住宅管理業を営む者をいう。

（登録）

第三条　賃貸住宅管理業を営もうとする者は、この規程の定めるところにより、国土交通省に備える賃貸住宅管理業者登録簿に登録を受けることができる。

2　前項の登録の有効期間は、五年とする。

3　前項の有効期間の満了後引き続き賃貸住宅管理業を営もうとする者は、更新の登録を受けることができる。

4　前項の更新の登録の申請があった場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録の実施又は登録をしないことの決定がされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその登録の実施又は登録をしないことの決定がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5　前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（登録の申請）

第四条　前条第一項の登録（同条第三項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記様式第一号による登録申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一　商号又は名称

二　法人である場合においては、その役員及び使用人の氏名

三　個人である場合においては、その者及び使用人の氏名

四　事務所の名称及び所在地